

市川市防犯灯設置費等補助金交付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 7 月 29 日

市川市長 田 中 甲

市川市規則第 38 号

市川市防犯灯設置費等補助金交付規則の一部を改正する規則

市川市防犯灯設置費等補助金交付規則（昭和 57 年規則第 51 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「又は」の次に「防犯灯若しくは街頭防犯カメラ（以下「防犯灯等」という。）を」を加え、「補助金の」を「予算の」に改める。

第 2 条中第 5 号を第 6 号とし、第 2 号から第 4 号までを 1 号ずつ繰り下げ、第 1 号の次に次の 1 号を加える。

- (2) 街頭防犯カメラ 市川市防犯カメラの適正な設置及び利用に関する条例（平成 17 年条例第 7 号）第 2 条第 1 号に規定する防犯カメラであって、本市から補助金の交付を受けて設置されたものをいう。

第 3 条第 2 号を次のように改める。

- (2) 防犯灯等維持管理費補助金

第 5 条第 2 項を次のように改める。

- 2 防犯灯等維持管理費補助金の交付を受けようとする自治会等は、市川市防犯灯等維持管理費補助金交付申請書（様式第 2 号）に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 補助対象経費を電気料金とする申請にあっては、電気料金を支払ったことを証する書類

- (2) 補助対象経費を防犯灯の維持費とする申請にあっては、4 月 1 日において維持管理している防犯灯の数を証する書類

(3) その他市長が必要と認める書類

第5条第3項を削る。

第5条の2中「様式第2号の3」を「様式第2号の2」に改める。

第6条第1項中「市川市防犯灯維持管理費補助金交付可否決定通知書」を「市川市防犯灯等維持管理費補助金交付可否決定通知書」に改める。

第7条中「市川市防犯灯設置費・維持管理費・撤去費補助金交付請求書（様式第5号）」を「市川市防犯灯設置費・撤去費補助金交付請求書（様式第5号）又は市川市防犯灯等維持管理費補助金交付可否決定通知書（様式第5号の2）」に改める。

第10条第1項中「防犯灯の設置、撤去又は維持管理を」を「次の各号に掲げる行為を」に、「防犯灯の設置、撤去又は維持管理に」を「これらの行為に」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 防犯灯の設置、撤去又は維持管理

(2) 街頭防犯カメラの維持管理

別表防犯灯設置費補助金の項中

「

(1) 電柱又は電 話柱に取り付 けること。た だし、これら のものに取り 付けることが できないとき は、鉄柱等に 取り付けるこ と。	設置工事に 要した経費	(1) LED灯1灯 につき9.5／ 10	(1) 10ワット未満のLED灯 1灯につき42,750円。 ただし、商業団体の解散等 により撤去された商店街路灯 に代わり設置した場合におい ては、1灯につき45,000 円
(2) LED灯1 灯に自動スイ ッチを取り付 けた公衆街灯 の定額灯であ ること。		(2) 前号の規定に かかわらず、商 業団体の解散等 により撤去され た商店街路灯に 代わり設置した LED灯1灯に つき10／10	(2) 10ワット以上のLED灯 1灯につき57,000円。 ただし、商業団体の解散等 により撤去された商店街路灯 に代わり設置した場合におい ては、1灯につき60,000 円
(3) 設置の間隔 は、原則とし		(3) 第1号の規定 にかかわらず、 防犯カメラ付き の防犯灯1灯に つき7.5／ 10	(3) 前各号の規定にかかわら ず、防犯カメラ付きの防犯灯 1灯につき90,000円
		(4) 新たに鉄柱等	(4) 新たに鉄柱等を設置した場

を

て30メートル以上であること。		を設置した場合においては、当該鉄柱等1本につき9.5/10 (5) 前号の規定にかかわらず、商業団体の解散等により撤去された商店街路灯に代わり設置した鉄柱等1本につき10/10 (6) 新たに中継柱を設置した場合においては、当該中継柱1本につき9/10	合においては、当該鉄柱等1本につき42,750円。ただし、商業団体の解散等により撤去された商店街路灯に代わり設置した場合においては、1本につき45,000円 (5) 新たに中継柱を設置した場合においては、当該中継柱1本につき18,900円
-----------------	--	--	--

(1) 電柱又は電話柱に取り付けること。ただし、これらのものに取り付けることができないときは、鉄柱等に取り付けること。 (2) LED灯1灯に自動スイッチを取り付けた公衆街灯の定額灯であること。 (3) 設置の間隔は、原則として30メートル以上である	設置工事に要した経費	(1) LED灯1灯につき9.5/10 (2) 前号の規定にかかわらず、商業団体の解散等により撤去された商店街路灯に代わり設置したLED灯1灯につき10/10 (3) 第1号の規定にかかわらず、防犯カメラ付きの防犯灯1灯につき7.5/10 (4) 新たに鉄柱等を設置した場合においては、当	(1) 10ワット未満のLED灯1灯につき42,750円。ただし、商業団体の解散等により撤去された商店街路灯に代わり設置した場合においては、1灯につき45,000円 (2) 10ワット以上のLED灯1灯につき57,000円。ただし、商業団体の解散等により撤去された商店街路灯に代わり設置した場合においては、1灯につき60,000円 (3) 前各号の規定にかかわらず、防犯カメラ付きの防犯灯1灯につき150,000円 (4) 新たに鉄柱等を設置した場合においては、当該鉄柱等1本につき61,750円。た
---	------------	---	---

に

こと。 (4) 防犯カメラ付きの防犯灯にあっては、当該防犯カメラにより撮影された映像のうち市川市防犯カメラの適正な設置及び利用に関する条例第2条第2号に規定する公共の場所の映像が占める割合が2分の1以上であること。		該鉄柱等1本につき9.5/10 (5) 前号の規定にかかわらず、商業団体の解散等により撤去された商店街路灯に代わり設置した鉄柱等1本につき10/10 (6) 新たに中継柱を設置した場合には、当該中継柱1本につき9/10	だし、商業団体の解散等により撤去された商店街路灯に代わり設置した場合には、1本につき65,000円 (5) 新たに中継柱を設置した場合には、当該中継柱1本につき18,900円
--	--	---	--

改め、同表防犯灯維持管理費補助金の項中「防犯灯維持管理費補助金」を「防犯灯等維持管理費補助金」に、「防犯灯で」を「防犯灯又は街頭防犯カメラで」に改め、同表防犯灯撤去費補助金の項中「13,500円」を「22,500円」に改める。

様式第2号を別紙のように改める。

様式第2号の2を削り、様式第2号の3を様式第2号の2とする。

様式第4号中「市川市防犯灯維持管理費補助金交付可否決定通知書」を「市川市防犯灯等維持管理費補助金交付可否決定通知書」に、「防犯灯維持管理費補助金に」を「防犯灯等維持管理費補助金に」に改める。

様式第5号を別紙のように改め、同様式の次に別紙の1様式を加える。

附 則

(施行期日等)

- 1 この規則は、公布の日から施行し、改正後の市川市防犯灯設置費等補助金交付規則の規定は、令和8年4月1日から適用する。

（経過措置）

- 2 改正後の市川市防犯灯設置費等補助金交付規則の規定は、令和 8 年 4 月 1 日以後の申請に係る市川市防犯灯設置費等補助金（以下「補助金」という。）について適用し、同日前の申請に係る補助金については、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行の際現に存する改正前の様式による用紙については、必要な補正をしてこれを使用することができる。

市川市自治会掲示板設置等補助金交付規則の一部を改正する規則をここに
公布する。

令和 8 年 7 月 29 日

市川市長 田 中 甲

市川市規則第 39 号

市川市自治会掲示板設置等補助金交付規則の一部を改正する規則

市川市自治会掲示板設置等補助金交付規則（昭和 59 年規則第 4 号）の一部
を次のように改正する。

別表掲示板の設置に係る事業の項中「6 万円」を「90,000 円」に改め、
同表掲示板の修繕に係る事業の項中「1 万円」を「25,000 円」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この規則は、公布の日から施行し、改正後の別表の規定は、令和 8 年 4 月
1 日から適用する。

（経過措置）

- 2 改正後の別表の規定は、令和 8 年 4 月 1 日以後の申請に係る市川市自治会
掲示板設置等補助金について適用し、同日前の申請に係る市川市自治会等掲
示板補助金については、なお従前の例による。